

学習院八重櫻の会・改正規約

2006年2月6日

第一章 総則

第1条（名称）

本会は、「学習院八重櫻の会」と称する。

第2条（目的）

本会の目的はつぎのとおりとする。

- 1 女子学習院・学習院女子部の出身者並びにそれに準ずる者で社会的活動に従事している者の相互の親睦・情報交換に寄与すること。
- 2 職業をもつ女性の経験を相互に分ちあうこと
- 3 母校の発展に寄与すること

第3条（活動）

- 1 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う
催事
本会のホームページ及びメーリングリスト等を利用したデジタル情報の発信
会員向けニュースレターの作成・発行
「学習院八重櫻の会員名簿」及び「学習院八重櫻の会メーリングリスト」の管理
母校に対する協力活動
そのほか、本会の目的を達成するのに適当と認められる活動
- 2 前項の活動の経費は、原則として年会費（入会金を含む）より賄われる。但し、に規定する催事のごとく参加型の活動がなされる場合は、参加者から徴収する参加費にて賄われるものとする。

第2章 会員

第4条（会員）

本会の会員は、女子学習院・学習院女子部の出身者並びにそれに準ずる者で、社会的活動に従事し10年相応のキャリアを持つ者とする。

第5条（入会）

本会の目的に賛同し新たに入会しようとする者は会員一名以上の紹介を得て、別途本会の所定の申請書を事務局宛て送付する。理事会は上記申請について審議する。上記申請が認められた場合、入会希望者は速やかに入会金を支払うものとし、入会金の振込み時点をもって入会と認められる。

第6条（休会）

- 1 会員が休会しようとする場合は、休会の期間及び理由を付して事務局宛て休会の申請をしなければならない。
- 2 申請を提出した場合、次年度より年会費の免除が認められる。

第7条（退会）

- 1 会員が退会しようとする時は、事務局宛て退会の届出をする。
- 2 会員が3年を超えて年会費を支払わなかった場合は、自然退会とする。

第8条（除名）

会員が本規約に違反し、または本会の会員として相応しくない事由があった場合、総会における出席者の多数決により除名をすることができる。

第3章 役員

第9条(役員)

1. 会長 1名
2. 理事 9名以上 15名以内
総会・催事担当 4名以上
デジタル情報担当 1名以上
ニュースレター担当 3名以上
事務局担当 1名以上
3. 監事 2名

第10条（会長の選任と職務）

会長は、理事会が会員の中から推挙し、総会で選任する。
会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第11条（理事の選任と職務）

1. 理事は会員の中からこれを選挙する。
理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる。
 2. 9条2項の理事は、原則として、必要な経費を参加費として活動毎に徴収するものとする。但し、やむを得ざる事情により徴収した参加費を超える支出が生じ、当該理事が立て替えた場合には、次に開催される総会にて承認を得ることを条件として本会の会計から支出することができる。
 3. 9条2項 及び 記載の理事は、年度初めに開催される総会にて担当する活動に必要な予算を計上し、承認を得ることとし、かつ原則として予算の範囲内で活動を行うものとする。但し、やむを得ざる事情により予算を超える支出が生じ、当該理事が立て替えた場合には、次に開催される総会にて承認を得ることを条件として、本会の会計から支出することができる。
- 4..入会の審議

第12条（監事の選任と職務）

監事は会員の中からこれを選挙する。
監事は、本会の会計および業務の監査にあたる。

第13条（役員任期）

役員任期は原則として2年とし、交代時には後任者を推薦するものとする。
再任は2期を限度とする。

第14条（顧問）

本会に顧問をおくことができる。
顧問は、本会に多大な功績のあった者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
顧問は、本会の業務に関し、何時でも会長に意見を述べるができる。

第15条（名誉会員・特別会員）

本会に名誉会員・特別会員をおくことができる。
名誉会員・特別会員については、別に定める。

第16条（名誉会長）

本会に名誉会長をおくことができる。
名誉会長は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

第4章 会議

第17条（理事会）

1. 理事会は、随時会長が召集する。
但し、理事7名以上から発議があったときは、会長は理事会を召集しなければならない。
2. 理事会は、理事の過半数をもって成立する。
3. 理事会の議長は会長とする。
4. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第18条（総会）

1. 総会は年1回、原則として9月に行うものとする。
2. 総会は、出席数をもって成立とする。
3. 総会においては、以下を実施する。
 - 当期の理事の選任をする。
 - 前年度の会計収支報告と前年度の理事及び事務局が行った予算外の支出にかかる立替えに対する事後の承認。
 - 当年度の予算の提案と承認
 - その他の関連事項

第19条（事務局）

1. 本会の事務を処理するために事務局をおく。
2. 事務局には、必要な事務員を置くことができる。
3. 事務局は以下の事務処理を行う。
 - 会員の入退会の確認
 - 会費管理
 - 「学習院八重櫻の会員名簿」の住所変更等を含む名簿管理

「学習院八重櫻の会メーリングリスト」のアドレス変更等を含むメーリングリスト管理
ニュースレター発行の発送作業
その他の関連事項

4. 事務局は原則として3年毎に交替する。
5. 事務局の経費は、年度初めに開催される総会にて活動に必要な予算を計上し、承認を得ることとし、かつ原則として予算の範囲内で活動を行うものとする。但し、やむを得ざる事情により予算を超える支出が生じ、事務局が立て替えた場合には、次に開催される総会にて承認を得ることを条件として、本会の会計から支出することができる。

第5章 会計

第20条（経費及び財産の管理）

本会の経費は、入会金・年会費・寄付金その他の収入によって支弁する。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終了する。

第22条（予算・決算の承認）

理事会は、毎決算期に事業報告書・収支決算書・次年度事業計画書・予算案を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第23条（入会金及び年会費）

入会金及び年会費の、額及び入金手続きに関する決定及び変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

第24条（入会金及び年会費の免除）

名誉会長、顧問は入会金及び年会費を納めることは要しない。

第25条（事務局経費）

事務局維持費・事務経費は、予算案に基づいて毎月末に支払われるものとする。

第6章 規約の変更

第26条（規約の変更）

この規約は、理事会の決議を経て、総会の承認により変更することができる。

附則

この規約は、平成17年12月4日の幹事会にて決議し、平成18年2月6日の臨時総会の承認をもって成立し、同日より施行するものとする。

以上